

福岡県公報

平成19年12月21日
第 2 7 6 6 号

目 次

告 示 (第2414号—第2448号)

特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 2
道路の区域の変更	(道路維持課) 3
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可	(都市計画課) 3
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課) 4
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課) 4
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課) 4
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課) 4
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課) 5
土地区画整理組合の解散の認可	(都市計画課) 5
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課) 5
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課) 6
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課) 6

保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課) 6
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課) 6
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課) 7
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課) 7
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課) 7
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(都市計画課) 8
保安林予定森林の所在場所等	(治 山 課) 8
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課) 8
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課) 9
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課) 9
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課) 9
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課) 9
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課) 10
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課) 10
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課) 10

	(治山課)10
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治山課)11
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治山課)11
廃川敷地等の発生	(河川課)11
生活保護法に基づく介護機関の指定	(監査保護課)11
生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(監査保護課)13
生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(監査保護課)14
公 告		
河川法に違反する船舶の撤去に関する公告	(河川課)15
河川法に違反する船舶の撤去に関する公告	(河川課)18
落札者等の公示	(警察本部会計課)20
選挙管理委員会		
条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(地方課)20
県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数	(地方課)20
県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(地方課)20
監査委員		
監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局総務課)21
公安委員会		
技能検定員審査の実施	(警察本部運転免許試験課)24
労働委員会		
福岡県労働委員会が委嘱したあっせん員候補者	(労働委員会事務局調整課)25

告 示

福岡県告示第2414号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年11月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 オアシス

(2) 代表者の氏名

大橋 一弘

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区薬院2丁目3番41号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡県の一般市民に対して、少子高齢化が急速に進展するなかで、生活習慣病をはじめとした健康長寿に対する阻害要因を予防するため、健康でいきいきと豊かに暮らしていけるように運動や食生活に関する情報の提供やその他の支援に関する事業を行い、保健・福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2415号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日
平成19年11月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
NPO法人鈴の音福祉会

(2) 代表者の氏名
亀井 國弘

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県豊前市大字八屋2015番地 1

(4) 定款に記載された目的
この法人は、障害者やその家族、何らかのハンディキャップを持つ全ての人に対して社会生活を営む上で必要な生活支援や就労支援、または余暇の充実のためのサークル活動等を通し、障害者が主体的にかつ、豊かに生きていける地域社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県 道	甘 木 田 主 丸 線	前	朝倉市甘木156番3先から 同市来春308番2先まで	9.9 ~ 16.0	283.0

			後	同上	14.2 ~ 16.5	283.0
朝 倉	県 道	甘 木 井 線	前	朝倉市杷木志波3874番1先 から 同市杷木志波2071番3先ま で	3.7 ~ 34.2	440.0
			後	同上	8.0 ~ 39.2	440.0

福岡県告示第2417号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 組合の名称
新宮町沖田土地区画整理組合
- 事業施行期間
平成18年11月24日から平成25年3月31日まで
- 施行地区
糟屋郡新宮町大字上府字小田、字御供田、字龍王田、字五反田及び字三畝町の各全部並びに字形貝、字牟田、字椎ノ木、字太郎丸、字下村、字小万崎、字長牟田、字柚ノ木、字有道、字長尾、字大坪、字沖田及び字林崎の各一部並びに緑ヶ浜4丁目及び下府2丁目の各一部
- 事務所の所在地
糟屋郡新宮町大字下府2丁目6番1号
- 設立認可の年月日
平成18年2月14日
- 変更認可の年月日

平成19年12月12日

福岡県告示第2418号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成11年3月17日農林水産省告示第464号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2419号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成11年10月27日農林水産省告示第1357号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに嘉麻市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2420号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成12年1月12日農林水産省告示第29号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2421号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るもの（国有林に係るものを除く。）に限る。）で定めるところによる。

平成12年1月12日農林水産省告示第29号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに係る市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2422号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成11年10月27日農林水産省告示第1357号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2423号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定に基づき、太宰府市吉

松東土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により次のように公告する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 組合の名称

太宰府市吉松東土地区画整理組合

2 事務所の所在地

太宰府市大字大佐野18番地14

3 設立認可の年月日

平成18年3月29日

4 解散認可の年月日

平成19年12月12日

福岡県告示第2424号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成5年7月19日農林水産省告示第814号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに八女市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2425号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成5年11月10日農林水産省告示第1336号（1に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2426号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成4年3月31日農林水産省告示第425号（1及び2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに八女市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2427号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成4年7月30日農林水産省告示第833号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに北九州市役所及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2428号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成4年12月28日農林水産省告示第1340号
- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び星野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2429号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成2年2月23日農林水産省告示第252号（1及び3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2430号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成元年3月7日農林水産省告示第295号（3及び4に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2431号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成元年3月10日農林水産省告示第334号（2及び3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに八女市役所及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2432号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30

条の規定により次のように告示する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年3月17日農林水産省告示第367号（1から3まで、5及び6に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに関係市役所及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2433号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、小郡市三沢東土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 就任した理事

氏名	住所
竹下 明 宏	福岡市南区大橋3丁目30番29-504号

2 退任した理事

氏名	住所
小野 善 嗣	小郡市三沢4209番地

福岡県告示第2434号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

太宰府市大字太宰府字松川139の49、字大原492の1、493、524の53、524の84

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2435号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成9年1月9日農林水産省告示第12号（3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに久留米市役所及び星野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2436号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年7月31日農林水産省告示第1075号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び田川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2437号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成3年2月14日農林水産省告示第188号（2及び5に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに久留米市役所及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2438号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成3年4月25日農林水産省告示第517号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2439号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30

条の規定により次のように告示する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成3年5月30日農林水産省告示第728号（1に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2440号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成7年1月25日農林水産省告示第110号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2441号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
平成7年7月27日農林水産省告示第1059号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2442号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成3年1月22日農林水産省告示第80号（1に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2443号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成3年7月8日農林水産省告示第929号(2に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2444号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年8月1日農林水産省告示第1082号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2445号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により次のように公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県久留米土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 河川の名称

筑後川水系大刀洗川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成19年11月27日

3 廃川敷地等の位置

久留米市宮ノ陣町字東裏1508番4地先から

久留米市宮ノ陣町字東裏1524番3地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地

546.46㎡

福岡県告示第2446号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
田介170	医療法人田中医院	田川市春日町1 - 7	19・11・1	訪看・訪リ・居管・短療・療養・予訪看・予訪リ・予居管・予短療
築介76	医療法人宮崎リハビリテーション医院	築上郡築上町大字東八田845 - 1	19・7・1	居管・予居管
粕介歯27	かすや歯科クリニック	糟屋郡粕屋町大字長者原793 - 1	19・11・1	居管・予居管
前介歯19	あまの歯科小児歯科医院	前原市大字前原1813 - 10	19・11・1	居管・予居管
久介歯254	小坪歯科クリニック	久留米市野中町920 - 1	19・11・21	居管・予居管
京介薬62	げんきな薬局	築上郡吉宮町大字今吉1 - 5	19・11・1	居管・予居管
粕居60	アップルハート訪問看護ステーション糟屋	糟屋郡志免町石橋台6 - 1 神田ビル102号	19・12・1	訪看・予訪看
久居285	アップルハート訪問看護ステーション久留米	久留米市小頭町10 - 1	19・12・1	訪看・予訪看
豊居22	訪問看護ステーションひびき	豊前市大字久路土1480 - 3	19・11・20	訪看・予訪看
大居160	アップルハート大牟田ケアセンター	大牟田市藤田町54 - 3	19・12・1	訪介・予訪介
大居161	アップルハートありあけ訪問入浴センター	大牟田市藤田町54 - 3 藤田貸店舗	19・12・1	訪入・予訪入
大支68	アップルハート大牟田ケアセンター	大牟田市藤田町54 - 3	19・12・1	居支

久居286	アップルハート久留米ケアセンター	久留米市国分町1151 - 1 グレースハイツ1 - 103	19・12・1	訪介・予訪介
久居287	アップルハート久留米訪問入浴センター	久留米市長門石3丁目1 - 37 古賀貸事務所1F	19・12・1	訪入・予訪入
久支78	アップルハート久留米ケアプランセンター	久留米市小頭町10 - 1 佐野ビル1F	19・12・1	居支
久居288	デイサービス・アップルハート久留米	久留米市国分町931 - 11	19・12・1	通介・予通介
久居289	アップルハート久留米サポートセンター	久留米市小頭町10 - 1	19・12・1	訪介・予訪介
久居284	いきいき野中デイサービスセンター	久留米市野中町329 - 1	19・12・1	通介・予通介
田居142	田川支援センター おあしす訪問介護事業部	田川郡福智町伊方4108 - 1	19・9・1	訪介・予訪介
田居143	アップルハート田川中央ケアセンター	田川市中央町3 - 26 井上ビル1F	19・12・1	訪介・予訪介
田居141	ヘルパーステーションあい夢	田川市大字伊田2741 - 20	19・12・1	訪介・予訪介
嘉麻居74	ケア・サポートあすか	嘉麻市上山田1402 - 20	19・11・1	訪介・予訪介
筑居33	デイサービスこすも	筑後市大字熊野1075 - 1	19・11・1	通介・予通介
行居62	アップルハートゆくはしケアセンター	行橋市宮市町5 - 4	19・12・1	訪介・予訪介
大野支16	ライフワン大野城ケアプランセンター	大野城市若草4丁目3 - 23	19・11・1	居支

大野居35	ライフワン大野城 ケアセンター	大野城市若草4丁目3-23 パサージュ若草 2F	19・11・1	訪介・予訪介
像居46	アップルハート宗 像ケアセンター	宗像市須恵550-1	19・12・1	訪介・予訪介
像居47	アップルハート宗 像東訪問入浴セン ター	宗像市須恵550-1	19・12・1	訪入・予訪入
前支14	ケアプランサポ ートセンターこころ	前原市浦志2丁目16-1 フォーレスト前原A-102	19・10・1	居支
粕居61	アップルハート篠 栗ケアセンター	糟屋郡篠栗町大字尾仲64- 18 ブラゾーネMK101号	19・12・1	訪介・予訪介
粕支18	アップルハート糟 屋広域ケアプラン センター	糟屋郡志免町石橋台6-1 神田塾ビル203号	19・12・1	居支
粕居62	アップルハート粕 屋ケアセンター	糟屋郡志免町石橋台6-1 神田ビル102号	19・12・1	訪介・予訪介
女居43	立花ヘルパス テーションかつき苑	八女郡立花町大字山崎1950 -8	19・5・1	訪介・予訪介
京居95	ホームヘルプう ら	築上郡築上町大字築城1005 -1	19・11・1	訪介・予訪介
大居159	てつお	大牟田市大字手鎌897	19・11・1	小居・予小居
久居290	アップルハートの やわらぎ久留米	久留米市国分町824-9	19・12・1	小居
八女居48	有限会社ケアビ ット 小規模多機能 型居宅介護陽だま り倶楽部	八女市高塚212	19・11・1	小居・予小居
大野居36	悠生園中デ ィサービスセンター	大野城市中2丁目5-5	19・4・1	認通・予認通
前居39	医療法人社団昭友 会 小規模多機能 型居宅介護事業所 つくしんぼ	前原市大字神在1378-3	19・4・1	小居

筑紫地居19	小規模多機能型居 宅介護はびねず	筑紫郡那珂川町大字安德 691-6	19・10・1	小居・予小居
田川居227	さん愛デイサー ビス	田川郡香春町大字香春166 -1	19・11・1	認通・予認通
大居29	有限会社あいケ アサービス	大牟田市三里町1丁目16- 18	19・9・1	訪介・予訪介
田居20	ふれ愛ビレッジ ィサービスセン ター	田川市糶字榎木7-1	19・3・1	通介・予通介
柳居40	有限会社みらい 介護サービス	柳川市上官永町123-2	19・11・1	福用・福販・ 予福用・予福 販

福岡県告示第2447号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
柳居40	有限会社みらい 介護サービス柳川店	有限会社みらい 介護サービス	柳川市上官永町123- 2	19・11・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
筑紫地居 14	訪問看護ステ ーションほの ぼの	筑紫郡那珂川町大字西 隈334-13	筑紫郡那珂川町西隈4 丁目5-2	19・10・29

大介訪3	福岡県済生会 訪問看護ステ ーションなで しこ	大牟田市大字田隈810	大牟田市大字田隈808 - 1	18・7・18
大支20	延寿苑居宅介 護支援事業所	大牟田市大字今山4345 - 1	大牟田市大字歴木1807 - 1291	18・7・15
大支42	福岡県済生会 ケアプランサ ービスなでし こ	大牟田市大字田隈810 済生会大牟田病院	大牟田市大字田隈808 - 1	18・7・18
大居84	福岡県済生会 訪問入浴サー ビスなでしこ	大牟田市大字田隈810 済生会大牟田病院2階	大牟田市大字田隈808 - 1	18・7・18
大居68	福岡県済生会 ヘルパーステ ーションなで しこ	大牟田市大字田隈810	大牟田市大字田隈808 - 1	18・7・18
直居29	有限会社セン トラル商会	直方市大字上境2813 - 1	直方市大字感田397 - 3	18・9・1
田居142	田川支援セン ターおあしす 訪問介護事業 部	田川市大字夏吉4205 - 3	田川郡福智町伊方4108 - 1	19・10・1
筑紫地支 1	ハートフルケ アほのぼの	筑紫郡那珂川町大字西 隈334 - 13	筑紫郡那珂川町西隈4 丁目5 - 2	19・10・29
筑紫地居 4	ほのぼの介護 サービス	筑紫郡那珂川町大字西 隈334 - 13	筑紫郡那珂川町西隈4 丁目5 - 2	19・10・29
嘉麻居40	ケアセンター マルチ	嘉麻市山野135 - 92	嘉麻市山野135 - 153	19・12・4
筑紫地居 16	グループホー ムやさしい時 間	筑紫郡那珂川町大字後 野136 - 1	筑紫郡那珂川町後野4 丁目10 - 5	19・10・29

福岡県告示第2448号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条

の2の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻生 渡

廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
京介療8	織田医院	築上郡築上町大字築城1195	19・10・10
女介齒37	山下歯科医院	八女市上陽町北川内343 - 1	19・11・30
飯介齒117	アイ歯科吉原町	飯塚市吉原町1 - 31佐藤ビル1 F	19・10・31
粕居55	株式会社コムスン訪問看 護ステーション糟屋	糟屋郡志免町石橋台6 - 1 神 田ビル102	19・11・30
久居185	株式会社コムスン訪問看 護ステーション久留米	久留米市小頭町10 - 1 佐野ビル 1 F	19・11・30
久居193	株式会社コムスン訪問看 護ステーションコムスン 田主丸	久留米市田主丸町殖木797 - 1 池尻店舗中号	19・11・30
大居115	株式会社コムスン訪問看 護ステーション大牟田	大牟田市大字宮崎1829 - 4 貸事 務所（戸建）	19・11・30
大支40	株式会社コムスン大牟田 ケアセンター	大牟田市大正町3丁目4 - 2 延 寿ビル1階	19・11・30
大支58	株式会社コムスン大牟田 ケアセンター	大牟田市大正町3丁目4 - 2	19・11・30
大居86	株式会社コムスンありあ けケアセンター	大牟田市大字倉永3365 - 3	19・11・30
大居94	ヘルパーステーションあ りあけ	大牟田市船津町440 - 3	19・9・30
久支20	株式会社コムスン久留米 ケアセンター	久留米市国分町1151 - 1 グレー スハイツ103号	19・11・30
久居72	株式会社コムスン久留米 訪問入浴センター	久留米市長門石1丁目1 - 17 リバーサイド1 F	19・11・30

久支56	株式会社コムスン久留米ケアプランセンター	久留米市小頭町10 - 1 佐野ビル1 F	19・11・30
久居186	株式会社コムスン久留米サポートセンター	久留米市東町412 - 23アサヒ第3ビル2 F	19・11・30
久居217	デイサービスコムスン久留米	久留米市国分町字日渡931 - 10	19・11・30
直居6	株式会社コムスン筑豊ケアセンター	直方市津田町4 - 15	19・11・30
直居48	株式会社コムスン筑豊訪問入浴センター	直方市大字頓野1338 - 9	19・11・30
直支20	株式会社コムスン ちくほうケアプランセンター	直方市日吉町1 - 15	19・11・30
田居27	株式会社コムスン田川中央ケアセンター	田川市中央町3 - 26	19・11・30
柳支12	株式会社コムスン柳川立花ケアセンター	柳川市筑紫町86 - 5 - 102	19・11・30
大川居15	有限会社みらい介護サービス	大川市大字郷原292 - 3	19・10・31
行居30	株式会社コムスンゆくはしケアセンター	行橋市宮市町5 - 4 ハイライフサクセス1 F	19・11・30
小支7	株式会社コムスン小郡ケアセンター	小郡市祇園2丁目4 - 7 立石ビル1階	19・11・30
大野支4	株式会社コムスン大野城ケアセンター	大野城市中央2丁目14 - 3 メゾン三和ビル102	19・11・30
像支10	株式会社コムスン宗像ケアセンター	宗像市田熊1丁目2 - 7	19・11・30
像居34	株式会社コムスン宗像東訪問入浴センター	宗像市須恵550 - 1 小島店舗(平屋)	19・11・30
宰居25	株式会社コムスン太宰府訪問入浴センター	太宰府市五条2丁目2 - 24ソニアル・カサス1 F 1号	19・11・30
筑紫地居7	デイサービスセンターはびねす	筑紫郡那珂川町大字安德691 - 6	19・9・30

粕居27	株式会社コムスン篠栗ケアセンター	糟屋郡篠栗町大字尾仲64 - 18ブラゾーネMK101号	19・11・30
粕居2	株式会社コムスン粕屋ケアセンター	糟屋郡志免町石橋台6 - 1 神田ビル102	19・11・30
粕支12	株式会社コムスン糟屋広域ケアプランセンター	糟屋郡志免町石橋台6 - 1 神田塾ビル203号	19・11・30
遠居84	はびねすデイサービスセンター遠賀	遠賀郡遠賀町大字今古賀466 - 2	19・10・31
嘉麻支13	株式会社コムスン稲葉東ケアセンター	嘉麻市漆生899 - 5	19・11・30
久居141	株式会社コムスンためしまるケアセンター	久留米市田主丸町殖木797	19・11・30
田川居196	訪問介護日向	田川郡川崎町大字田原2991	19・10・31
久居242	コムスンのやわらぎ久留米	久留米市国分町824 - 9	19・11・30
飯居212	コムスンのやわらぎ飯塚菰田	飯塚市菰田70 - 1	19・11・30

公 告

公告

多々良川水系多々良川に放置されている次の船舶は、河川法（昭和39年法律第167号）第29条第1項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の8第1項第2号の規定に違反しているため、当該船舶の所有者又は使用者等は、平成20年1月21日までに撤去してください。

この期限までに所有者又は使用者等が撤去しない場合は、本職が命じた者が撤去し、これに要した費用は当該船舶の所有者等から徴収するので、同法第75条第3項の規定により公告します。

平成19年12月21日

河川管理者
福岡県知事 麻 生 渡

放置物件の種類	所在地	図面表示番号
船 舶	福岡県福岡市東区名島 2 丁目2289番85地先 (多々良川右岸河口より400m付近)	
船 舶	福岡県福岡市東区名島 2 丁目2289番118地先 (多々良川右岸河口より300m付近)	
船 舶	福岡県福岡市東区名島 2 丁目2289番118地先 (多々良川右岸河口より280m付近)	
船 舶	福岡県福岡市東区名島 2 丁目2289番118地先 (多々良川右岸河口より210m付近)	
船 舶	福岡県福岡市東区名島 2 丁目2289番118地先 (多々良川右岸河口より200m付近)	
船 舶	福岡県福岡市東区名島 2 丁目2289番118地先 (多々良川右岸河口より190m付近)	
船 舶	福岡県福岡市東区名島 2 丁目2289番118地先 (多々良川右岸河口より190m付近)	

連絡先 福岡県土木部河川課 管理係 電話 092 (643) 3667
福岡土木事務所 用地課管理第 2 係 電話 092 (641) 6581

公告

遠賀川水系江川に放置されている次の船舶は、河川法（昭和39年法律第167号）第29条第1項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の8第1項第2号の規定に違反しているので、当該船舶の所有者又は使用者等は、平成20年1月21日までに撤去してください。

この期限までに所有者又は使用者等が撤去しない場合は、本職が命じた者が撤去し、これに要した費用は当該船舶の所有者等から徴収するので、同法第75条第3項の規定により公告します。

平成19年12月21日

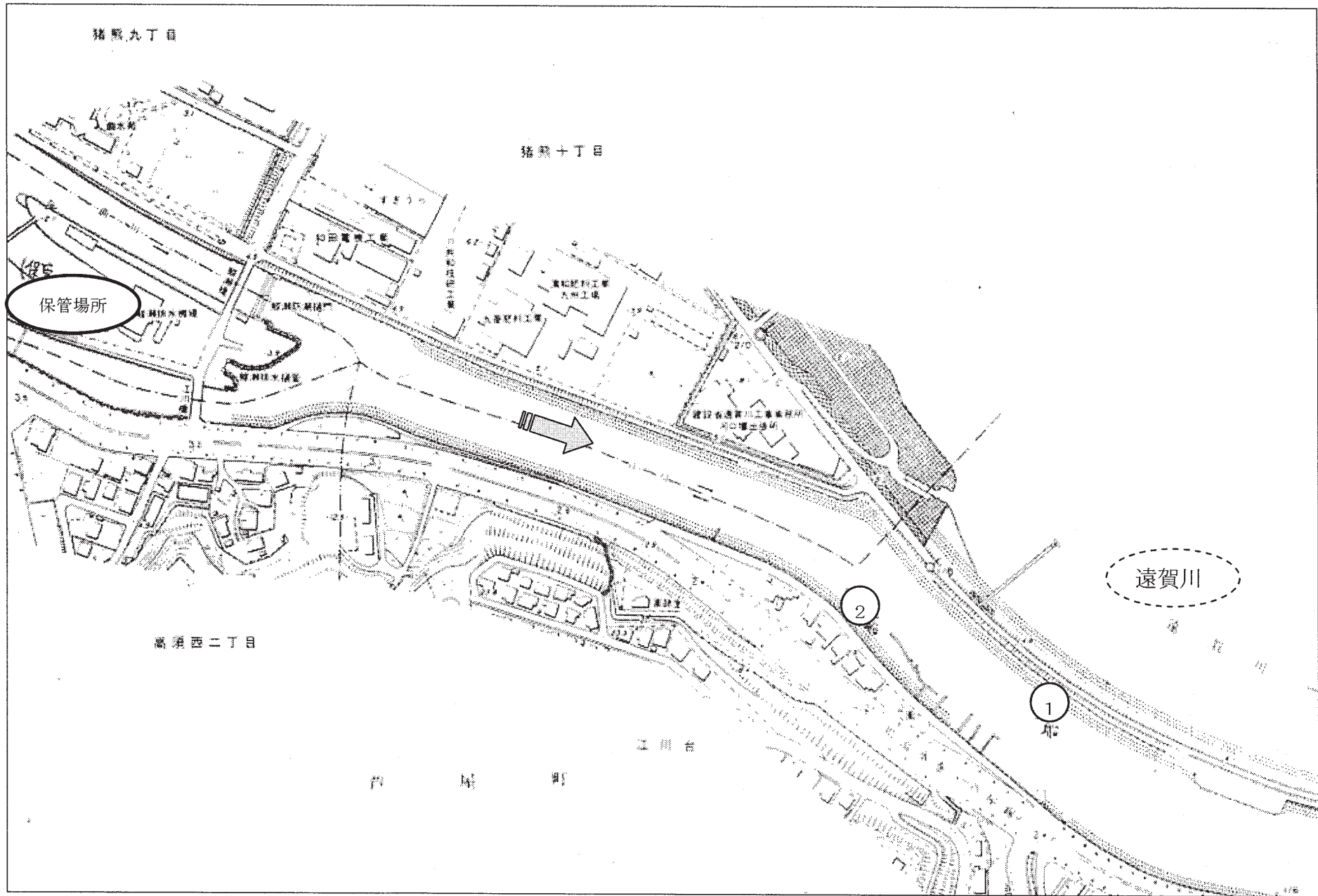
河川管理者

福岡県知事 麻 生 渡

放置物件の種類	所在地	図面表示番号
船 舶	福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿8番地先 (江川左岸 遠賀川分流地点付近)	
船 舶	福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿59番地先 (江川右岸 北九州市営大君バス停付近)	

連絡先 福岡県土木部河川課 電話番号 092 (643) 3667

北九州土木事務所 電話番号 093 (691) 2764



公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成19年12月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 落札に係る物品の名称及び数量

警棒 3,251本

けん銃つりひも 3,251本

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成19年11月28日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

尾崎株式会社

(2) 住所

大阪府大阪市中央区徳井町2丁目4番14号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

56,664,930円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成19年10月17日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第164号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成19年12月2日現在（広川町については12月3日現在）における選挙人名簿により、次のようになった。

平成19年12月21日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

81,865

福岡県選挙管理委員会告示第165号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数は、平成19年12月2日現在（広川町については12月3日現在）における選挙人名簿により、次のようになった。

平成19年12月21日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

748,875

福岡県選挙管理委員会告示第166号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成19年12月2日現在（広川町については12月3日現在）における選挙人名簿により、次のようになった。

平成19年12月21日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	30,627
北九州市小倉北区	49,753
北九州市小倉南区	57,725
北九州市若松区	23,820
北九州市八幡東区	20,892
北九州市八幡西区	69,697
北九州市戸畑区	17,471
福岡市東区	72,213
福岡市博多区	52,264
福岡市中央区	45,739
福岡市南区	65,852
福岡市城南区	32,864
福岡市早良区	55,568
福岡市西区	48,510
大牟田市・三池郡	40,206
久留米市	63,102
直方市	16,286
飯塚市	21,596
田川市	14,260
柳川市	10,839
甘木市	11,343
八女市	10,361
筑後市	12,812
大川市	10,824

行橋市	19,326
中間市	13,141
小郡市・三井郡	24,279
筑紫野市	26,126
春日市・筑紫郡	40,648
大野城市	24,530
宗像市	25,336
太宰府市	18,444
前原市・糸島郡	26,735
古賀市	15,097
糟屋郡	54,907
宗像郡	15,544
遠賀郡	26,886
鞍手郡	16,391
嘉穂郡・山田市	31,648
朝倉郡	13,574
浮羽郡	14,658
三潁郡	11,905
八女郡	14,790
山門郡	17,240
田川郡	25,151
京都郡	15,524
築上郡・豊前市	17,926

監査委員

監査公表第15号

保健福祉部県立病院課及び柳川病院等2病院並びに企業局（本局）及びその事業所について実施した公営企業定期監査結果の報告（平成19年9月21日19監総第358号）に基

づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年12月21日

福 岡 県 監 査 委 員	工 藤 壽 文
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	森 田 俊 介

19福企管第1563号
平成19年11月28日

福岡県監査委員 工藤 壽文 殿
同 進 谷 庸助 殿
同 伊 藤 龍峰 殿
同 森 田 俊介 殿

企業管理者 山田 修嗣

監査の結果に係る措置について（通知）

平成19年9月21日19監総第358号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
企業 業 局	(工業用水道事業) 攪拌機設備取替工事において、既設設備撤去費に係る重量の積算を誤り設計積算が過大となっている。	工事設計書については、点検・検算の強化を図るなど、適正な事務処理に向けてチェック体制を強化し、設計積算の誤り防止に努めてまいります。 なお、今回の積算誤りは、既存の図面等の設計資料がなかったことにも起因していることから、建造物及び附帯設備における重要な設備の設計図書について保管場所を確保し、事務所の閉鎖及び改善等により廃止又は不要となるまでは適正に保管管理いたします。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第453号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条の規定により、次のように公示する。

平成19年12月21日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

技能検定員審査（大型二種、中型二種、普通二種、大型、中型、普通、大自二、普自二、大特及び牽引）

2 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所
平成20年1月24日（木曜日） " 1月25日（金曜日） 午前9時00分～午後5時00分	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル内 福岡県指定自動車学校協会
平成20年1月28日（月曜日） " 1月29日（火曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	飯塚市仁保23番地21 筑豊自動車運転免許試験場

3 審査の申請手続等及び受付期間

(1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を複写したもの及び次の表に掲げる審査手数料を添えて福岡県警察本部運転免許試験課へ提出すること。

審査種類	手数料の額	審査細目の一部を免除される場合の手数料の額
------	-------	-----------------------

大型二種、 中型二種、 普通二種	22,450円	左記手数料の額から別表1の免除される審査細目に係る額を減じた額
大型、中型	24,700円	左記手数料の額から別表2の免除される審査細目に係る額を減じた額
普 通	20,500円	
特定第一種	14,100円	

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部運転免許試験課で交付する。郵便によって審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、告示の日から平成20年1月16日（水曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、告示の日から平成20年1月16日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 その他

(1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証及び教習指導員資格者証を受けていること。

(2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く）を携帯しておくこと。

(3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、道路交通法第99条の2第4項第2号イからホまで

のいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続その他の問い合わせは、福岡県警察本部運転免許試験課に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811 - 1392

所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号

電話番号 092 - 566 - 2892

別表1

免除される審査細目	大型第二種免許、中型二種免許、普通第二種免許に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,600円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	7,950円
3 道路交通法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	2,750円
4 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,200円
備考 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、15,800円を減ずるものとする。	

別表2

免除される審査細目	大型免許、中型免許に係る額	普通免許に係る額	特定一種免許に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,150円	3,950円	1,350円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	7,050円	6,750円	2,250円

3 法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項	2,150円	1,900円	2,150円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	2,150円	1,900円	2,150円
5 技能検定の実施に関する知識	2,200円	1,950円	2,050円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	2,200円	2,000円	2,000円

備考

- 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型車、中型車」を受けようとする者にあつては14,950円、「普通車」にあつては11,650円、「特定第一種」にあつては4,650円を減ずるものとする。
- 3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型車、中型車」を受けようとする者にあつては4,600円、「普通車」にあつては4,100円、「特定第一種」にあつては、4,600円を減ずるものとする。
- 1の項から6の項までに掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型車、中型車」を受けようとする者にあつては23,950円、「普通車」にあつては19,700円、「特定第一種」にあつては、13,300円を減ずるものとする。

労働委員会

公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づき福岡県労働委員会が委嘱したあつせん員候補者を、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定に基づき、次のように公示する。

平成19年12月21日

福岡県労働委員会会長 野田 進

氏名	現職	備考
五十君 麻里子	九州大学大学院法学研究院教授	現公益委員
植田 正男	弁護士	同上
大石 桂一	九州大学大学院経済学研究院准教授	同上
川嶋 四郎	九州大学大学院法学研究院教授	同上

田中里美	弁護士	同上
野田進	九州大学法科大学院院長	同上
矢野正彦	弁護士	同上
浅山卓司	UIゼンセン同盟福岡県支部支部長	現労働者委員
上田静生	日本労働組合総連合会福岡県連合会総務局長	同上
大原始	全日本運輸産業労働組合福岡県連合会執行委員長	同上
隈上勉	九州電力労働組合福岡支部執行委員長	同上
品川浩二	新日本製鐵八幡労働組合組合長	同上
師岡愛美	自治労福岡県本部特別執行委員	同上
山口正三	日本労働組合総連合会福岡県連合会会長	同上
赤木誠	新日本製鐵株式会社八幡製鐵所労働・購買部長	現使用者委員
荒牧智之	九州電力株式会社理事(兼)九州総合サービス株式会社代表取締役	同上
石村一枝	株式会社石村萬盛堂専務取締役	同上
大石昌彦	株式会社岩田屋人財部執行役員	同上
見城正浩	西鉄人事サービス株式会社代表取締役社長	同上
佐藤啓司	福岡県経営者協会専務理事	同上
鈴木勝詔	株式会社安川電機人事総務部労務担当部長	同上
石井志津子	社会保険労務士	前公益委員
丑山優	九州大学名誉教授、熊本県立大学総合管理学部教授	同上
松坂徹也	弁護士	同上
渡邊富美子	弁護士	同上
長井賢祐	古賀ゴルフ・クラブ支配人	前使用者委員
氷室寛治	株式会社岩田屋執行役員総務部長	同上
権現昭二	福岡県生活労働部長	
松永大四郎	福岡県生活労働部労働局長	
大塚弘満	福岡県生活労働部労働局労働政策課長	
野中 学	福岡県労働委員会事務局長	

津村建次	福岡県労働委員会事務局次長(兼)調整課長	
高 額 秀 平	福岡県労働委員会事務局審査課長	
石橋純雄	福岡県労働組合総連合事務局次長	学識経験者